

公印省略

2 薬第 3 2 1 9 号
令和 3 年 3 月 3 0 日

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬 務 課)

薬剤師法施行細則の一部改正等について（通知）

平素より薬事行政の推進につきまして御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、「福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則等の一部を改正する規則」（令和 3 年福岡県規則第 26 号）が令和 3 年 3 月 30 日に施行されたことに伴い、薬剤師法施行細則（昭和 37 年福岡県規則第 30 号）が改正されましたのでお知らせします。

改正内容、薬剤師法関係手続における押印等の取扱い等は下記のとおりですので、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

県民の利便性向上を図るため、薬剤師法施行細則（昭和 37 年福岡県規則第 30 号）で定める手続における押印の義務付け廃止等を行うもの。

2 施行期日

令和 3 年 3 月 30 日

3 改正関係資料

- (1) 薬剤師法施行細則新旧対照表（改正部分のみ）
- (2) 新様式

4 薬剤師法関係手続における押印等の取扱いについて

「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）により、薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）において記名押印又は署名（以下「押印等」という。）を求めていた手続については、すでに押印等を不要とする改正が行われていることから、薬剤師法関係手続における押印等の取扱いについては別表のとおりとする。

なお、別表において押印等を不要とした書類を記名により提出する場合であっても、法令上写しの添付によることができるもの以外の書類については原本の提出を必要とする。